

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会（第9回）

1. 日時：平成20年11月26日(水) 10:00～12:00
2. 場所：総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者（敬称略）

（構成員）

相磯 秀夫、井上 惠吾、岡村 久道、加藤 秀次、菊池 尚人、岸原 孝昌、木村 たま代、楠 正憲、桑子 博行、小泉 文明、国分 明男、越山 昌則、斎藤 誠、坂田 紳一郎、関 聡司、高橋 大洋、高橋 信行、田村 二葉（高橋構成員代理）、田中正信（竹之内構成員代理）、立石 聡明、田野 弘、長田 三紀、春田 真、平澤 弘樹、長谷部 恭男、吉田 奨（別所構成員代理）、堀部 政男、松山 隆司、丸橋 透、森 亮二、吉川 誠司、若井 昌宏

※山口構成員は欠席。

（オブザーバ）

内閣官房IT担当室内閣参事官、内閣府政策統括官付参事官（青少年育成担当）、警察庁情報技術犯罪対策課、経済産業省情報経済課、文部科学省青少年課

（総務省）

桜井総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、田原電気通信技術システム課長、片桐電気通信技術システム課企画官、二宮消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、岡村消費者行政課長補佐、大内消費者行政課長補佐、室橋消費者行政課長補佐

4. 議事

- (1) 開会
- (2) 議題について
 - ・最終取りまとめ（「安心ネットづくり」促進プログラム）（案）について
- (3) 閉会

5. 議事概要

○資料に基づき事務局より説明の後、質疑応答

■第1章 はじめに

■第2章 安心を実現する基本的枠組の整備

- P47の「2007年中の同センターにあった通報のうち…」の部分だが、事実関係を正確に表現するために、「同センターに通報された違法情報のうち…」という書き方に修正をお願いしたい。
- ご指摘を踏まえ修正する。

■第3章 民間における自主的取組の促進

- P97のDNSポイズニング方式について、「ドメイン名」という用語が使われているが、技術的には「ドメイン名」ではなく「ホスト名」と思われるので修正し

ていただきたい。

また、P93では、児童ポルノ対策としてのフィルタリングサービスの限界を指摘し、ブロッキングを導入すれば抑止が働くという趣旨が書かれていると思うが、諸外国を見ると、積極的に児童ポルノの閲覧を希望するユーザーに対するブロッキングの抑止効果については、フィルタリングと同じく限定的であるため、積極的に児童ポルノを取得しようとするユーザーには十分な効果がない旨の記入を検討いただきたい。一方で、法制度によって、児童ポルノの取得または所持が禁止された場合に、ブロッキングを回避してまで児童ポルノを取得したということをして、取得の意思の立証が容易になるという意味では、ブロッキングにも有効な面があると思われる。

- P100の部分で、産学連携の「枠組み」という言葉が出てくるが、あいまいな表現では官の関与を疑われかねないので、連携の組織の中で何をどういった手続きでやるのかを明確にしたほうがよいのではないか。また、P61にも「基本的枠組み」という言葉が出てくるが、これは「安心ネットづくり」促進プログラムの中でそういう言葉が出てくるためという理解でよいか。
- P100の「枠組み」については、作業部会の設置などを期待しているところ。可能な限り「枠組み」という言葉を使わないように考えていきたいと思う。P61については、ご指摘のとおり、「安心ネットづくり」促進プログラムの中のひとつの要素ということで考えていただきたい。
- P58の条例等の部分で、「鳥取県と広島県の条例では、各義務に違反した際の罰則が定められており」とあるが、各義務に違反した場合の直罰規定があるわけではないので、「各義務違反に関して」の方がより正確なのではないか。また、P59に、条例においては「安易な規制強化に踏み込まないことが望ましい。」とあるが、本年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立してはいるものの、国の政策はこれから検討という段階であり、その間は地域の実情に応じて一定の規制を行う必要性はあるのではと考えるところ。「規制を行う場合には慎重な検討が必要」という程度の文言が適切ではないか。さらに、P59に「シンポジウムなどを開催すべき」との記載があるが、自治体に対して助言・勧告を超えて「すべき」という表現は強すぎる。「開催されるのが望ましい」という表現はどうか。
- 問題によっては、地域に合った取組は有効であると思うが、インターネット上の問題について地域ごとに規制等の取組を行う必要があるかは検討が必要。
- 国の側での整備ができるまでの間に、一時的な対応として、地域ごとの規制が必要となりうるという意味である。

■第4章 利用者を育てる取組の促進

■第5章 おわりに（「安心ネットづくり」促進プログラムの策定に向けて）

- 全体的に、産官学の果たすべき役割を書いていたが、国民の役割が、啓発されるものというトーンにとどまっている。安心ネットづくりの主体は国民になると思うので、そこを目指すということを記載していただきたい。産業界や

役所や学者のみにとどまるような書き方では寂しいように思う。国民という言葉なのか利用者なのか検討が必要だとは思うが。

- P119 の e-ネットキャラバンの概要の図だが、最新版に更新をしていただきたい。
- 入り口から出口までのプロセス全体の流れの中でどういう法制・取組があり、どういう方向を目指しているのかという全体像がわかりやすいものを作成いただきたい。また、用語について、法律系・技術系の用語が多く見られるが、一般からみてわかりにくい用語についてはもう少し注釈を入れるべき。
- P120 の 3 行目で有給扱いにするという部分については、出張扱いにするなどに修正したほうがいいのではと思う。
- 「終わりに」の部分で出てくる協議会の役割というものが非常に大きい。民間主導の取組として国会の議論や当検討会の議論に対応する形で出てきた動きだと認識しているが、国が関与しているときには表現の自由などをきちんと踏まえた整理がなされる一方、民間主導で行われた場合に表現の自由などに対する責任があいまいになっていくのではないかという懸念がある。協議会参加企業としてガバナンスの一端を担っていくつもりではあるが、民間主体であっても政府・国会での検討を踏まえた公共性の高い活動であって、憲法上の守るべき価値を尊重していかなければならないという趣旨のことを入れていただきたい。

■全体を通して

- P132 の部分で調査の主体というのは国ないし総務省が行うのか、それとも協議会など民間側で行うのか。また、P109 の技術開発についての予算支援については、表現内容に対して、補助金を通じて国が関与することはないということを確認的に記載していただきたい。
- 調査の主体については、国及び民間の両方を含んでいる。また 2 点目の技術開発については、研究開発を通じて表現の自由等について影響力を及ぼしていこうというものではない。
- 先週欧州にも伺ってきたが、EUでも Safer internet の取組などあるが、国が直接コンテンツに立ち入らないということは、ご指摘のとおり大切なことであると思う。
- この後パブコメにかけて修正の後まとめられると思うが、報告書が大部なので、概要のようなわかりやすい資料を作成されたほうがよいのではないか。
- 何らかのわかりやすい資料にはまとめたいと思うが、かなり大部になっているので、時間をいただければと思う。

・次回検討会は 12 月下旬を予定

(以上)